

学生と描く多様な働き方推進事業仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「学生と描く多様な働き方推進事業」業務を委託するに当たり、その業務等を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものである。

1 委託業務の名称

学生と描く多様な働き方推進事業

2 事業の趣旨及び目的

県中地域(郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町のことをいう)は、首都圏を含む関東地方への転出者数が多い状況である。特に若年層や女性の県外転出が多く、地域産業は人手不足となっている。

また、本県関係学生を対象に行った調査では、県内出身で県外に就職を決めた理由として、「福島県に志望する企業がないから」が62.9%、「福島の企業を知らないから」が21.4%で、地元企業の魅力があまり知られていないことが伺える（県雇用労政課「福島県関係学生就職状況等実態調査報告書」）。

このため本事業では、県外の若年層が管内企業を訪問し実態を理解するとともに、多様な働き方の分析・提案を行い情報発信することで県内外の若年層が県中地域の企業に興味を持つ契機とし、県中地域で働くイメージの醸成につなげ、県内就職やUIJターンを促進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託内容

(1) 県外大学生の受け入れ業務

ア 事前説明会

- (ア) 開催時期：令和8年5～6月頃
- (イ) 開催回数：1回
- (ウ) 開催場所：法政大学（市ヶ谷キャンパス）※オンライン含む
- (エ) 参加者：法政大学学生等15名程度
- (オ) 参加企業：企業訪問に協力する県中管内企業9社
- (カ) 主な内容：企業の概要や課題を学生に共有する。
- (キ) 企画提案：「2 事業の趣旨及び目的」の達成に効果的かつ具体的な企画提案を行うこと。

イ 企業訪問

- (ア) 開催時期：令和8年9月頃
- (イ) 開催回数：1回
- (ウ) 開催場所：参加企業所在地
- (エ) 参加者：法政大学学生等15名程度

- (オ) 参加企業：県中地域の企業9社程度
- (カ) 主な内容：学生等は3班に分かれ、1班につき企業3社を1泊2日で訪問し、企業の課題等を現地で体感してもらう。
- (キ) 企画提案：「2 事業の趣旨及び目的」の達成に効果的かつ具体的な企画提案を行うこと。

ウ 成果発表会

- (ア) 開催時期：令和8年12月頃
- (イ) 開催回数：1回
- (ウ) 開催場所：県中地域の会議室等
- (エ) 参加対象者：企業訪問した学生、企業訪問協力企業、高校関係者、商工会・商工会議所等
- (オ) 主な内容：学生が取りまとめた課題や解決策について共有する場とする。
- (カ) 企画提案：「2 事業の趣旨及び目的」の達成に効果的かつ具体的な企画提案を行うこと。

(2) 業務内容

ア 事前説明会に係る業務

(ア) 参加企業選定

参加企業は大学と県で協議の上決定する。企業に対する参加要請は、県が行う。

(イ) 参加者用資料の作成

参加企業の企業概要、取組み等について資料を作成し、参加者分を印刷して配布すること（または大学と県と協議の上タブレット等で参加者に共有すること）。

- a 作成した資料の内容については、県にデータを納品すること。
- b 全ページをカラー印刷とすること。

(ウ) 会場の準備

会場設営に当たっては、参加者へ対する安全・衛生管理に配慮すること。また、オンライン対応の準備も行うこと。

(エ) 会場の運営・管理

- a 当日の進行スケジュール等の作成
- b 参加企業との連絡調整
- c 会場内での誘導、アナウンス等に関すること
- d アンケートの作成・配布・回収
(大学や県と協議の上、Web での共有も可とする)
- e その他会場の運営・管理に関する業務

(オ) アンケート調査の実施、集計

参加者及び参加企業に対してアンケート調査を実施し、結果を取りまとめ県に報告すること。

(カ) 参加企業への旅費の支出

参加企業への旅費について支給するとともに、支給に要する経費を負担すること。

イ 企業訪問に係る業務

(ア) 参加企業選定

参加企業は大学と県で協議の上決定する。企業に対する参加要請は、県が行う。

(イ) 交通手段と宿泊場所の手配と支払い

学生の企業訪問に必要な交通手段（往復新幹線及びジャンボタクシー等）と宿泊場所を手配し、費用を支給するとともに、支給に要する経費を負担すること。

(ウ) 企業訪問の運営・管理

- a 当日の進行スケジュール等の作成
- b 参加企業との連絡調整
- c 会場内での誘導、アナウンス等に関すること
- d アンケートの作成・配布・回収
(大学や県と協議の上、web での共有も可とする)
- e その他運営・管理に関する業務

ウ 成果発表会に係る業務

(ア) 開催日時決定、協力企業への連絡調整

開催日時について、県と協議の上決定すること。また、参加企業にも開催日時を連絡し出席者の調整に関すること。

(イ) 会場の確保、使用料の支払い、レイアウト作成

適切な会場を確保し、会場使用料を支給するとともに、支給に要する経費を負担すること。なお、会場選定に当たっては、県と協議の上実施すること。また、レイアウトについても県と協議の上作成すること。

(ウ) 広報用チラシ作成及び周知、

成果発表会のチラシを作成し、管内企業、高校等に周知すること。

(エ) 旅費の支給

学生等及び協力企業の旅費について支給するとともに、支給に要する経費を負担すること。

(オ) 参加者用資料の作成

当日の次第、資料を参加者分印刷して配布すること。

- a 作成した資料の内容については、県にデータを納品すること。
- b 全ページをカラー印刷とすること。

(カ) 会場の運営・管理

- a 当日の進行スケジュール等の作成
- b 参加企業及び参加者に対する案内
- c 会場内での誘導、アナウンス等に関すること
- d アンケートの作成・配布・回収
- e その他運営・管理に関する業務

エ アンケート調査の実施、集計

参加者、参加企業に対してアンケート調査を実施し、結果を取りまとめ県に報告すること。

オ 広報関係

(ア) 映像・原稿等の作成・校正

企業訪問や成果発表会等、本事業の様子を魅力的に発信するための映像・原稿の作成・校正を行うこと。作成に当たっては、参加企業と県に協議すること。また、学生等のプライバシーに配慮すること。作成した映像等は、データ形式を協議の上、県に提出すること。

(イ) 効果的な発信

作成した映像等や学生の発表内容等を SNS で効果的に発信すること（県と協議の上、テレビ等のメディアを活用しても良い）。また、発信した映像等は、データ形式を協議の上、県に提出すること。

カ その他業務の目的の達成に資する工夫等

上記ア～オ以外で、学生が管内企業を知るための工夫や取組がある場合には提案すること。

委託料には、委託事業の適切な実施に係る一切の経費を含むものとする。

5 全体スケジュール

契約締結後～ 学校と打合せ、企業との調整、協力打診

5、6月	事前説明会
9月	企業訪問
12月上旬	成果発表会

6 実施体制

受託事業者において、本事業全体の進行管理を行う総括責任者を1名定め、本事業に関する事業運営や県との調整や報告について、責任をもって対応すること。

7 成果品

- (1) 業務実績報告書
アンケート分析や業務実績等に基づいた事業成果を含めて任意の様式でまとめること。
- (2) チラシ等広報物（紙ベース及び電子データ）
- (3) 本事業にて収集した画像・映像等（紙ベース及び電子データ）
※必要に応じて撮影の許諾を得ること。
- (4) その他県が必要と認める書類

8 提出書類

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
委託業務着手届（県指定様式）、実施工程表（任意様式）
- (2) 業務終了後速やかに提出するもの
委託業務完了届（県指定様式）
- (3) その他
県が業務の確認に必要と認める書類

9 契約に関する条件等

- (1) 無料サービスの原則
本事業を行う際、参加企業及び参加者等から名称の如何に関わらず、手数料若しくはこれに類する費用の徴収は禁止する。
- (2) 再委託の禁止
本事業の全部又は一部であっても県の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

10 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書及び県の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、県との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時確保すること。
また、受託者は進行状況等について、逐次、県に報告すること。なお、県は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の内容の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し承認を得ること。
- (5) 受託者は、職業安定法等の諸法令を遵守すること。
- (6) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福島県条例第69号）を遵守しなければならない。

11 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (4) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (5) 本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、協議の上、契約内容の変更を行うこととする。